

平成30年4月27日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第246号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

1. 我が国の鳥インフルエンザ清浄化
2. 農産物の輸出を目指す産地の皆さまへ（技術的なサポートを行います！）
3. アグリサーチャーにユーザー登録機能を追加しました
4. 平成30年度「飼料用米多収日本一」の募集を開始します
5. 収入保険制度一問一答リレー

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 我が国の鳥インフルエンザ清浄化】

平成30年1月に香川県で発生した家きんの高病原性鳥インフルエンザは、1月14日までにすべての防疫処置が終了し、その後3ヶ月新たな発生がなかったことから、国際獣疫事務局（OIE）の規定に基づき、4月15日（日）をもって我が国は鳥インフルエンザ清浄国となりました。

養鶏農家の皆様方は引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期発見・通報にご協力お願いいたします。

◇詳しくはこちら

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/eitai/180416.html>

◇お問合せ先

農林水産省消費・安全局動物衛生課
03-3502-5994

【2. 農産物の輸出を目指す産地の皆さまへ（技術的なサポートを行います！）】

農林水産省では、平成29年度から植物検疫や残留農薬など輸出先国の規制に対応した防除体系や栽培方法の確立に向けた取組への支援を行っています。

産地の皆様のご相談に応じ、専門家を現地に派遣するとともに、本年度からは新たに、外国人旅行者等が携帯品（おみやげ）として農産物を海外に持ち出すための検疫手続き円滑化の取組を行う産地等への支援も開始しました。

平成29年度は、産地からの要請に応じ、新たに輸出解禁された品目について植物検疫の専門家が技術的なサポートを提供した結果、問題なく輸出をすることができました。

専門家の派遣等に当たり、費用負担はありませんので、ぜひ以下のサポート事務局サイト内の相談窓口にご連絡ください。

◇輸出先国の規制に対応するためのサポート事務局

一般社団法人全国植物検疫協会内
TEL：070-1187-1520 FAX：03-5294-1525
(サポート事務局ホームページ)

<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

◇本事業に関するお問合せ先
農林水産省消費・安全局植物防疫課国際室
担当者：小野、井ノ口
03-6744-7168

【3. アグリサーチャーにユーザー登録機能を追加しました】

アグリサーチャーは農業に関する研究成果をスマートフォンからでも手軽に検索できるサイトです。昨年4月の公開以降、毎月7千件を超えるアクセスをいただいています。

研究成果情報を更に効果的にお届けできるよう、ユーザー登録機能を実装しましたのでお知らせします。登録いただいた方にはご興味のある分野の情報を今後メール配信する予定です。ぜひユーザー登録の上、お気軽にご利用下さい！

◇アグリサーチャーはこちら
<https://mieruka.dc.affrc.go.jp/>

◇お問合せ先
農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課情報調査班
佐藤、中村
03-3501-9886

【4. 平成30年度「飼料用米多収日本一」の募集を開始します】

飼料用米については、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）に定める生産努力目標の確実な達成及び「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月閣議決定）に定める、10年後の担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減させるというKPIの実現に向け、生産性を向上させるための取組が重要です。

これらの目標の実現に向けて、飼料用米生産農家の生産にかかる技術水準の向上を図るため、「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介します。

このことについて、以下の通り応募を行います。「我こそは」と思われる生産技術に自信の皆様におきましては、ふるって御応募下さい。

<応募期間>平成30年5月1日（火）～平成30年6月29日（金）

◇詳細は農林水産省HPをご覧ください
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/siryouqa.html>

◇お問合せ先
農林水産省政策統括官付穀物課企画班
03-3502-5965

【5. 収入保険制度一問一答リレー】

農水省・農業者netに4月に掲載した、Q97～102をご紹介します！

<Q97> さとうきびやこんにゃくなどのように、生産が複数年に跨がり、1年に収まらない場合、営農計画はどのように記載するのですか。

A 営農計画は、保険期間中に見込まれる農業収入金額を算定するとともに、農業者が生産する農産物を把握するために必要です。

さとうきびやこんにゃくなどのように、生産が複数年にまたがる農産物の場合、保険期間に収穫しなくても、翌年以降の補償対象にできるように、作付する年から収穫する年までの毎年の営農計画に記載していただくことになります。

なお、保険期間中に見込まれる農業収入金額については、保険期間に収穫する分のみで算定します。

<Q98> 過去の青色申告実績について修正申告を行った場合、既に支払った保険料や、受け取った保険金の取扱いはどうなるのですか。

A 修正申告等により、過去の収入金額に修正が生じた場合、加入者は実施主体に通知しなければならないこととします。実施主体は、基準収入、保険料、保険金等を再算定し、差額が生じる場合は、追納・返還を行います。

<Q99> 地方自治体が独自に措置している野菜の価格下落に対して補てんする仕組みに加入している場合に、収入保険に加入することはできますか。

A 収入保険に加入することは可能です。

一方、収入保険に加入している場合に、地方自治体が独自に措置している仕組みにも加入することができるかどうかは、地方自治体の判断となります。

<Q100> 経営面積を拡大する場合や過去の収入に上昇傾向がある場合等は基準収入を修正するとありますが、具体的にどのように算定するのですか。

A 基準収入については、過去5年間の平均収入（5中5）を基本（過去5年間の青色申告実績がない場合は、実績のある年の平均収入）としつつ、保険期間の営農計画を考慮して設定することとしています。

具体的には、

① 経営面積を拡大する場合は、過去の単位面積当たり平均収入及び保険期間の経営面積を用いて上方修正

② 過去の収入に上昇傾向がある場合は、過去5年間の平均収入及び各年の収入の上昇傾向の平均値を用いて上方修正

③ 経営面積を縮小する場合や単収・単価の低い作物へ転換する場合などは、これらを加味して下方修正

するなど、客観的な算定ルールを用いて設定することとしています。

(参考)

① 保険期間の経営面積を過去の平均よりも拡大する場合（規模拡大特例）

基準収入は、「過去の各年の収入金額の合計を経営面積の合計で除した、単位面積当たり平均収入」に、「保険期間の経営面積の合計」を乗じて算出した金額を基に、保険期間中に見込まれる農業収入金額の範囲内で設定する。

②過去の収入に上昇傾向がある場合（収入上昇傾向特例）

基準収入は、「過去5年間の平均収入」に、「上昇指数（過去5年間の各年の収入の増減率の平均の3乗）」を乗じて算出した金額を基に、保険期間中に見込まれる農業収入金額の範囲内で設定する。

③保険期間の収入が過去の平均よりも低くなる場合（経営面積の縮小等）

基準収入は、保険期間中に見込まれる農業収入金額となる。

<Q101>税申告上、自ら生産した米だけでなく、他から仕入れた米も含めて農産物の販売金額に計上している者が、自ら生産した米の販売金額のみを仕分けられない場合、どのように取扱うのですか。

A 自ら生産した米のほか、他から仕入れた米を販売している者が、税申告上、米の販売金額をまとめている場合、補助フォームを用いて、自ら生産した米の販売金額のみを抜き出して整理することとしています。

しかしながら、金額による仕分けが困難な場合は、仕入れた米の数量と自ら生産した米の数量の比を用いて仕分けるなどにより、自ら生産した米の販売金額のみを計算することとしています。

<Q102>「畳表」は農産物に含まれますが、い草・畳表農家経営所得安定化対策と収入保険との関係はどうなるのですか。

A い草・畳表農家経営所得安定化対策は、畳表の価格低下を補てんするものであり、収入保険と補てん内容が重複することから、両制度については、選択加入となります。

◇お問合せ先

農林水産省経営局保険課

03-6744-7147

◆◆◆編集後記◆◆◆

新年度が始まって、早1ヶ月が経ちました。コートも要らない暖かな気候になってきましたね。先日、母が筍狩りに行ったということで、たくさん筍をもらいました。土佐煮、若竹煮、中華炒め、筍ご飯、味噌汁、これでもかというくらい筍を堪能しました。旬のものをいただくのはいいですね！それにしても、かなりハードな地形での筍狩りだったようで、もうすぐ母の日、何か体が癒されるグッズでも贈ろうかと思えます。（飯尾）

経営局公式facebookページ「農水省・農業経営者net」

→ <http://www.facebook.com/nogyokeiei>

■ ご意見・ご質問はこちら

→ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/keiei/180817.html>

■ 「新たな農業経営指標」を活用しましょう！

（3つのステップで経営改善！）（農林水産省HP）

→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

■ 地域の人と農地の問題を解決しませんか？（パンフレット）

→ http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/hito_nouchi_booklet.pdf

「農地中間管理機構ホットライン」

電話 03-6744-2151（受付時間 平日9時30分～17時00分）

E-mail kikou@maff.go.jp



○ 電子出版：農業担い手メールマガジン

○ 発行日：毎月1回発行

○ 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：花田、飯尾、兼田

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

